

EY Taiwan JBS NEWSLETTER

June 2020



EY Taiwan JBS NEWS LETTER

今回の内容

台湾源泉所得の整理と軽減対応

本ニュースレターの内容は、一般的情報を参考のためのみに供するものであり、具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などがございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

▶ 前書き

日本企業が、台湾の日本の子会社を含む台湾企業と取引をする場合(モノの販売など国際貿易取引を除く)、台湾源泉所得として、一般的に取引金額の20%が源泉税として差し引かれ、残額となる80%部分しか受け取れないこととなります。取引が開始され入金があった時に初めて気づくケースも少なくありません。このような事象が発生する理由は、台湾における源泉税の存在です。

今回は、台湾における源泉税の基本的内容から、これに対する軽減・優遇措置対応についてご説明いたします。

台湾にて事業を展開する場合に避けては通れない源泉税の基本事項の整理、及び軽減対応についてご参考となれば幸いに存じます。

▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 台湾源泉所得の範囲は広く、源泉税が広い範囲に渡り課される
- ▶ 台湾国外への支払いの場合は源泉税納付期間が短く、また、源泉徴収漏れには罰則がある
- ▶ 源泉税の主な軽減方法(いずれも手続や許可によって初めて適用される)
 - ▶ 所得税法25条の適用
 - ▶ 租税協定の適用
 - ▶ 外国税額控除

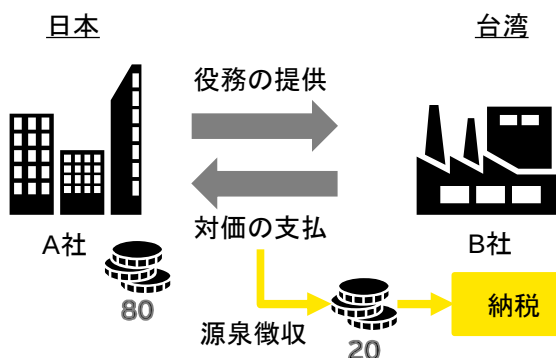
台湾源泉所得と源泉所得税の徴収について

源泉所得とは

台湾の法人税法にあたる所得税法第8条では、所得税の課税対象となる台湾源泉所得を列挙して規定しています。台湾内に固定営業場所を持たない外国法人が台湾源泉所得を得た場合、源泉徴収により当該所得に対する課税が行われることになります。特に、日本企業が台湾企業との取引によって台湾源泉所得を得た場合、一般的には取引金額の20%が源泉税として差し引かれ、残額の80%部分しか受け取れないことになります。

例

日本の親会社A社が、台湾の子会社B社に対して、技術者の派遣を行い技術支援サービスを提供。契約額は100。



この取引が台湾源泉所得となる場合:

- B社は台湾における源泉徴収義務者となる
- A社への支払時に請求額の20%を差引いて残額をA社に支払う
- 差引いた分は支払日から10日以内に台湾国税局に納付する
- 源泉徴収義務を怠ると罰則が生じる

所得税法第8条-源泉所得の定義

台湾の源泉所得は以下の通り列挙されていますが、国外の営利事業者が台湾の事業者へ物品を販売する等、当該取引が国際貿易に該当する場合を除き、包括条項としての「その他収益」の存在から源泉所得とされる取引が非常に広範となっています。

所得種類	内容
配当所得	台湾国内の会社からの配当金、台湾国内の協同組合または合資にあたる営利事業者が分配する利益
役務報酬	台湾国内の役務提供による報酬。非居住者の場合は、一課税年度内の台湾国内滞在日数が90日を超えない者が台湾の雇用主から取得する役務報酬も含む。
利息所得	台湾国内の政府、法人、個人による支払利息
賃貸所得	台湾国内の財産に係るリースによる賃貸所得
権利金	パテント、商標権、著作権、企業秘密及び各種特許権利を台湾国内において他人の使用に供することにより取得する権利金
財産取引所得	台湾国内の財産取引
営業利益	台湾国内での工商、農林、漁牧、鉱業冶金業等の事業経営による利益
懸賞金	台湾国内での各種競技への参加による賞金
その他収益	台湾国内で取得するその他収益

台湾源泉所得と源泉所得税の徴収について

源泉税率と源泉徴収について

前述の通り、台湾源泉所得は広範であり、国外の事業者であっても台湾国内で広く課税がなされることになります。主な源泉税率は以下の通り規定されています。

所得種類	台湾国内事業者との取引	台湾国外事業者との取引
配当、利益	源泉税免除	21%
利息	基本的には10%	公社債、特定の受益証券、短期証券利息等：15% 上記以外：20%
手数料・仲介料	10% (注)	20% (輸出に関する手数料は源泉税免除)
賃借料	10% (注)	20%
権利金	10% (注)	20%
業務執行報酬	10%	20%
その他台湾源泉所得	源泉税免除	20%

注：銀行借入の利息、手数料、賃借料及び権利金について、法規定に基づき統一發票を発行している場合、源泉税免除

源泉所得に該当する場合、所得税法88条の規定に基づき、上記の源泉税率に応じて源泉徴収を行い申告納付をする必要がありますが、各納付期限は以下の通りとなっています。

手続	台湾国内の事業者 に対する支払い	台湾国外の事業者 に対する支払い
源泉徴収	給付時	給付時
税金の納付	源泉徴収月の翌月10日まで	源泉徴収日から10日以内
源泉徴収票発行及び申告	課税年度の翌年1月末まで	源泉徴収日から10日以内

源泉税は源泉所得が発生した場合に課されるため、これを負担するのは所得が生じた者となりますが、源泉徴収義務は支払いを行う役務提供を受けた台湾国内事業者にある点に留意が必要です。源泉徴収義務者を、支払いを行う台湾国内の事業者とすることで、脱税の防止を図る趣旨であり、源泉徴収漏れ、過不足、納付遅延にあたっては罰則規定が設けられています。例えば、申告漏れや過少申告の場合は、当該申告漏れ税額の2倍以下の罰金とされています。

また、上記の通り、国外事業者への対価の支払いの場合は納付期限が短いため、特に留意が必要です。

源泉税率の軽減について

源泉税は、通常の法人税のように利益（課税所得＝収益－費用）に課されるのではなく、収益総額に対して前述の税率が課されるため、比較的多額となりがちです。この源泉税を軽減する方法として認められているものは、主に以下が挙げられます。

- ▶ 所得税法第25条の申請
- ▶ 租税協定の適用

軽減対応 – 所得税法第25条の申請

所得税法第25条の申請概要

適用される源泉税率について、所得税法第25条にて定める以下の要件を満たし、税務当局に申請許可を得ることで、みなし利益率を適用したものとすることができます。この結果、源泉税率を20%から3%（業務により2%）まで引き下げることができます。

本店を台湾外に持つ営利事業者

国際物流、建設・建築の請負、技術サービスの提供、機械設備等のリース業

原価費用の配賦計算が困難

これらの要件を満たせば、台湾内での営業収入について、国際物流は10%、その他の業務は15%のみなし利益率を適用できます。すなわち、日本企業の場合、源泉税率を国際物流は20%から2%（10% × 20%）へ、その他の業務は20%から3%（15% × 20%）へ引き下げることができます。なお、こちらは日本企業が台湾内に固定営業場所を持たない場合となります。もし、支店等を有する場合には、通常は当該支店の申告内で対応することとなります。



手続

所得税法第25条に従い、適用には税務当局への申請と許可が必要です。申請は、所定の申請書に必要事項を記入し、適用対象取引の発効済み契約書を添えて国税局へ提出します。許可は取引ごとに行われるので、対象の取引が記載された契約書ごとに申請する必要があります。適用対象となる期間は契約期間となりますが、3年から5年という契約期間に対する許可が、実務的には多く見受けられます。

また、申請は事前だけでなく事後的にも行うことができますが、許可を受けた後でなければ、みなし利益率による源泉徴収を受けることができません。すなわち、事後的に申請する場合は、許可を受ける前の支払いについては、いったん20%で源泉徴収を行い、許可を受けてから還付申請を行う必要があります。

留意事項

第25条の適用にあたり、税務当局への申請と許可の取得が必要となりますが、契約における業務内容が要件を充たさない場合など、申請が否認されるケースもあります。申請にあたっては、書類の提出や税務当局との折衝などが必要であり、別の税務上の指摘につながることもありますため、事前に会計事務所にご相談頂くことをお勧めします。

軽減対応 – 租税協定の適用

租税協定とは

二重課税の排除や脱税の防止等を目的として国家間で個別に締結される合意のことです。他国では、一般的に租税条約と言われますが、台湾の場合、租税協定や民間取り決めと称され、2020年5月現在、32カ国と締結をしています。日台間協定の場合、配当、利息、ロイヤリティといった項目の源泉税の軽減の他、恒久的施設の概念の整理、二国間の事前確認制度、相互協議制度等が定められています。

租税協定による減免対応

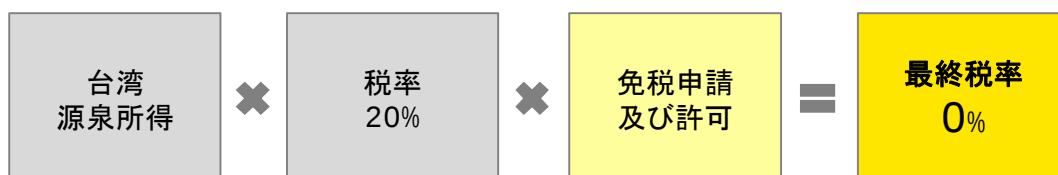
租税協定によって、配当金、利息、ロイヤリティと言った項目の税率の軽減、あるいは、恒久的施設(PE)が無い、もしくはPEに帰属する事業所得が無い場合には免税とすることができですが、それぞれ適用にあたっては手続や申請が必要となります。配当金、利息、ロイヤリティに対する軽減につきましては、2020年5月JBS NEWSLETTERをご参照ください。ここでは、後者の免税対応についてご説明します。

恒久的施設(PE)が無いもしくはPEに帰属する事業所得が無い場合の免税申請

日台租税協定第5条によってPEは以下のように定義されています。但し、台湾の場合、租税協定の適用は任意となっており、国内法である所得税法が優先されます。そのため、台湾に源泉所得がある場合には、まず原則として源泉税が課されます。これに対して、以下のPEの定義に該当せず、所定の書類を以って申請を行い、許可を得た場合に初めて免税となります。PEに該当しないからと源泉徴収を怠った場合、源泉徴収漏れとして前述の罰則が発生する可能性がありますので留意が必要です。

PE の定義 (日台租税協定第5条より一部抜粋)

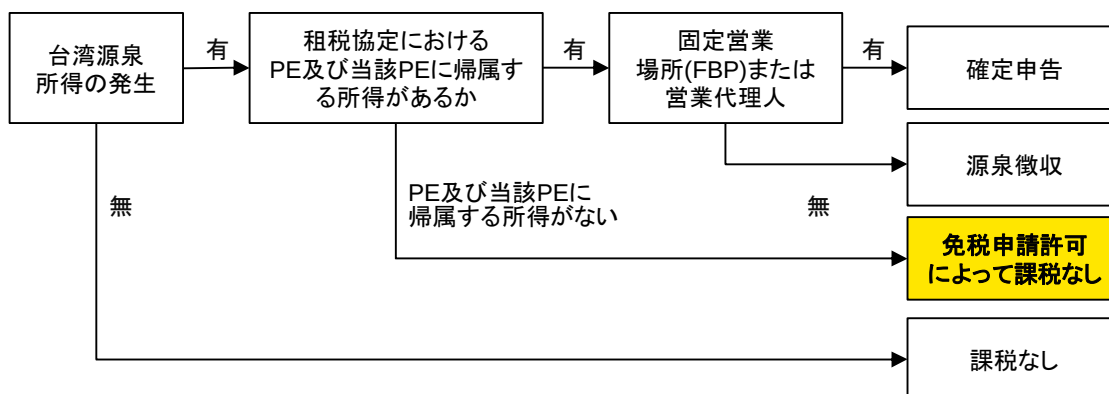
- ▶ 「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っているものを指し、特に事業の管理の場所、支店、事務所、工場、作業場などが含まれる。
- ▶ また、建築工事現場若しくは建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督活動(6箇月を超える場合に限る)、企業が行う役務の提供で、使用人その他の職員又は者を通じて行われるもの(開始し、又は終了するいずれかの12箇月の間において合計183日を超える場合)も含まれる。
- ▶ 物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用する場合などは恒久的施設に該当しない。



軽減対応 – 租税協定の適用(続)

源泉所得の発生、租税協定の適用の整理

台湾では、国内法によって源泉所得の発生した際には源泉税が課されることが原則となります。他方で、前述の租税協定に免税申請の適用がなされて初めて免税となります。これに加えて、PEが存在するとされた場合に、それが固定営業場所(支店など)に該当するか否かも考慮しますと課税関係は以下のように整理されます。



免税申請にあたって

免税申請の適用にあたっては、以下の書類の準備を行い、税務当局に申請を行い許可を得る必要があります。

必要書類と留意点等	
適用申請書	租税協定適用のための申請書。財政部HPよりダウンロードが可能です。
居住者証明	収益を受領する会社が日本の居住者であることを証明する書類。日本の所轄税務署にて発行が必要となります。台湾専用のフォームが設けられており、発行に一定の時間を要します。なお、日本で発効された公文書として、在外公館(台北駐日経済文化代表処等)の認証が必要となります。
補足説明資料	台湾にPEが無いこともしくはPEに帰属する営業ではないことの補足資料 所得に関する証明書類...等

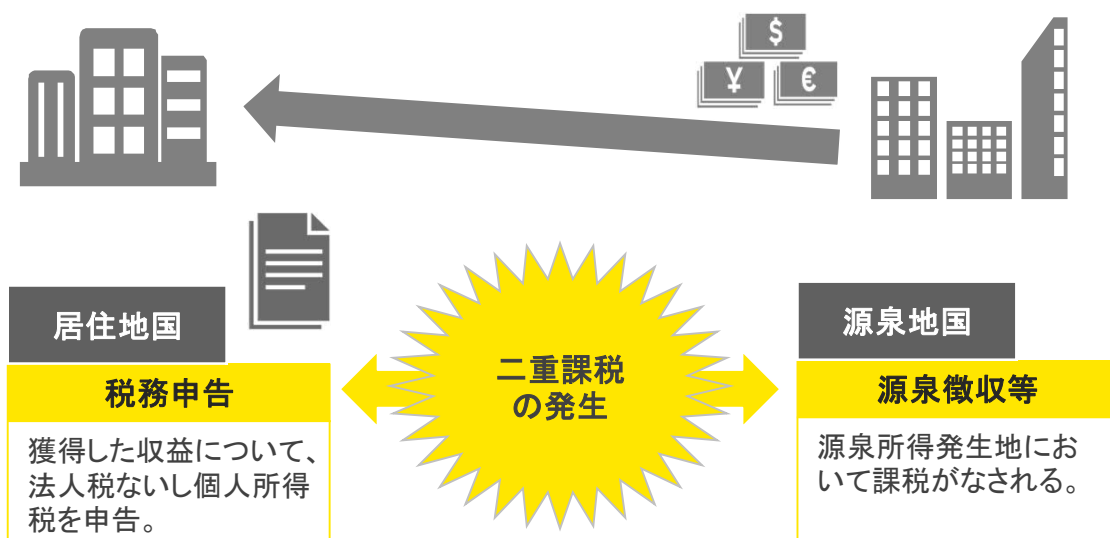
申請から許可に至るまでは、税務当局から追加で質問や資料の要求がなされ、許可を得るまでに、通常3ヶ月から長い場合では1年を超えることもあります。他方で、未だ許可が取得できていない段階で、対価の支払いがある場合には国内法で定められた源泉税率にて源泉徴収を行う必要がありますが、許可を得た後に還付を行うことができます。

この免税申請により、税額をなくすことができますが、その一方で許可にあたっての税務当局の審査も相当程度厳しいものとなります。また、この申請を行うことでかえって税務当局に台湾国内のPEや源泉所得を自ら申し出ることにもなり、それによる税務リスクが生じる可能性もあるため、申請にあたっては会計事務所にご相談頂くことをお勧めします。

軽減対応 – 相手国側の外国税額控除の適用

外国税額控除とは

同一所得に対して居住地国における課税と源泉地における課税が発生すると、二重課税の状況が発生します。このような国際的な二重課税を調整するため、一定限度額までは所得税額から源泉地における税額を差し引くことができます。これを「外国税額控除」と言います。



外国税額控除の適用にあたって

外国税額控除を受けるためには、居住地国の外国税額控除の適用のための要件を満たし、また、税務申告において、外国所得税が課されたことを証明する書類が必要となります。

外国税額控除は、各国によって要件や控除枠が複雑な場合があり、各国の会計事務所に確認をすることをお勧めします。日本においても、煩雑な検討が必要となることから、外国税額控除の適用をせずに、当該税額を税務上の費用、つまり損金処理するに留めるケースもよく見受けられます。



弊所連絡先

関連する情報をご希望の方は
お付き合いをさせて頂いており
ますEY担当にご連絡を頂くか、
または以下のいずれかの関連
サービス専門担当までご連絡
をください。

企業税務サービス

蔡雅萍 執業會計師

02 2757 8888 # 88873

Anna.Tsai@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師

07 238 0011 # 88990

Ben.Wu@tw.ey.com

工商法令コンプライアンスサ
ービス

沈碧琴 執業會計師

02 2757 8888 # 88877

Ann.Shen@tw.ey.com

陳仕凱 協理

02 2757 8888 # 67363

Joey.Chen@tw.ey.com

JBS

山崎隆浩 副總經理

02 2757 8888 # 88880

Takahiro.Yamazaki@tw.ey.com

橋本純也 協理

02 2757 8888 # 66458

Junya.Hashimoto@tw.ey.com

堀井政東 協理

02 2757 8888 # 66525

Masato.Horii@tw.ey.com

EY 安永

Assurance アシュアランス | Tax 税務 | Transactions トランザクション | Advisory アドバイザリー

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリー
ダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたら
します。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出してい
きます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献
します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、も
しくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・ア
ンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供してい
ません。EYの個人情報の収集及び使用方法、個人情報の保護にかかる対応については、
ey.com/privacy をご参照ください。さらに詳細な情報については、EYグローバルウェブサイト
ey.comをご参照ください。

EY台湾は台湾の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問
股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理
諮詢服務股份有限公司、安永圓方国際法律事務所及び財団法人台北市安永文教基金會を含んで
いる。詳しくは、ey.com/taiwanをご覧ください。

© 2020 Ernst & Young
All Rights Reserved.

APAC No. 14005276
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的な
アドバイスをを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家に
ご相談ください。

ey.com/taiwan

